第三十六条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十六条の四第一項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第三十六条の五中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十八条の二第一項及び第四項中「第三条」を「第二条」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十条の二を削る。

第四十一条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第五号、第六号及び第九号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十一条の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十一条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第二号及び第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条第一項、第四十六条第一項並びに第四十七条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第四十八条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定及び第七号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十九条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十一条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十一条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五十一条の四第一項中「社会保険庁長官が」を「厚生労働大臣が」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第五十一条の五及び第五十二条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五十五条第一項及び第五項中「第三条」を「第二条」に改める。

第六十条の二第一項中「社会保険庁」を「機構」に改める。

第六十条の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十条の三の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条の三の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十条の四第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条の五第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十条の六の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条の六の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十条の七、第六十一条第一項、第六十三条第一項及び第六十三条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六十四条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第五項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十六条、第七十条並びに第七十条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条の二中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十一条の三第一項中「社会保険庁長官の」を「厚生労働大臣の」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条の四中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条の五中「第一号」を削る。

第七十一条の六、第七十一条の七及び第七十二条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十二条の三中「社会保険庁長官の」を「厚生労働大臣の」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第七十二条の四中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十二条の五中「第一号」を削る。

第七十二条の六中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十二条の八中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十五条中「社会保険事務所長等に」を「機構に」に、「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十六条中「社会保険事務所長等に」を「機構に」に、「社会保険庁長官若しくは社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十七条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十七条の三第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十七条の四第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「社会保険庁」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十七条の五第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十七条の八第一項及び第七十七条の九第一項中「社会保険事務所等」を「機構」に改める。

第七十八条の二及び第七十八条の三中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十八条の五中「（平成十四年法律第百二十七号）」を削り、「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十八条の六中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第七十八条の七中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十条第一項中「者」の下に「（以下この条において「請求者」という。）」を加え、「国民年金保険料還付請求書（様式第十四号）」を「次の各号に掲げる事項を記載した請求書」に、「社会保険庁長官の指定する当該職員」を「厚生労働大臣」に改め、同項に次の四号を加える。

一　請求者の氏名（請求者が保険料を前納した第一号被保険者（法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。以下この条において同じ。）の相続人である場合にあつては、請求者の氏名及び請求者と死亡した第一号被保険者との身分関係）及び住所

二　保険料を前納した第一号被保険者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号